**（施設名称）　消防計画**

|  |
| --- |
| １　目的と適用範囲 |
| この計画は､火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし､この計画で定めたことは､会館を利用し、出入するすべての者が守らなければならない｡ |
| ２　自衛消防組織の編成及び任務等 |
| 次のとおり､自衛消防組織を編成する｡なお､各担当については会館利用者(利用団体)ごとに編成する｡  自衛消防隊長  通報連絡担当   1. 大声で周りに火災である旨を知らせる。 2. 119番に通報する｡ 3. 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡に当たる｡   初期消火担当   1. 水バケツ等を使用し､初期消火する｡ 2. 天井に燃え移ったら､初期消火は中止して避難する｡   避難誘導担当   1. 避難口を開放し､避難経路図に従い､避難誘導にあたる｡ 2. 避難誘導は､大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる｡   応急救護担当   1. 負傷者に対する応急処置 2. 救急隊との連携､情報の提供 3. 負傷者の氏名､負傷程度の記録 |
| ３　火災予防上の自主検査 |
| １　日常行うもの  別表１｢自主検査票(日常)｣のとおりとする｡  ２　定期に行うもの  別表２｢自主検査票(定期)｣のとおりとする｡  ３　その他  不備欠陥事項が発見された場合は､速やかに改修しなければならない｡ |
| ４　地震対策 |
| １　防火管理者は､工作物の落下防止及び避難通路に物品が転倒落下し､避難に支障を生ずるおそれがないか日頃から確認する｡  ２　地震時､防火管理者又は会館利用者等は身近にある火気設備器具の使用を停止する｡  ３　避難にあたっては､身の安全を確保した後､安全な場所へ避難させる｡ |
| ５　利用者の守るべき事項 |
| １　避難口､避難通路等には避難障害となる設備を設けたり物品を置かないこと｡  ２　喫煙は､指定された場所で行うこと｡  ３　火気設備器具を使用する場合は､周囲を整理整頓し､可燃物に接近して使用しない｡ |
| ６　放火防止対策 |
| １　建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない｡  ２　閉館時は必ず施錠する｡  ３　挙動不審者を見かけたら､防火管理者に報告する｡  ４　ゴミ類は､ごみ収集日の朝までゴミ集積場には出さない｡ |
| ７　工事における安全対策 |
| １　防火管理者は､模様替え等の工事を行う場合､工事人に対して工事計画書を事前に提出させ､必要な指示を行うこと  ２　防火管理者は工事に立ち会うこと｡  ３　工事人に対して､指定された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと｡  ４　工事人に対して､火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し､掲示させること｡  ５　その他  ア　溶接､その他の火気等を使用する工事を行う場合には､消火器等の消火の準備をする｡  　イ　塗料などの危険物を使用する場合は､その都度､防火管理者の承認を受けること｡  　ウ　放火を防止するために､資器材等の整理､整頓をする｡ |
| ８　防火教育 |
| 別紙１「防火の手引き」を活用して､会館利用者に対し防火教育を行う｡ |
| ９　訓練 |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 訓練種目 | 訓　練　内　容 | 実施時期 | | 総合訓練 | 消火･通報･避難誘導を連携して行う訓練及び地震に備えた訓練 | 〇月・〇月 | | 部分訓練 | 消火･通報･避難誘導を個別に行う訓練 | 必要に応じて実施 |   その他  １　消火訓練及び避難訓練は年2回以上実施する｡  ２　訓練を実施する場合は､事前に葉山町消防長へ自衛消防訓練通知書により通知する｡ |
| 10　消防機関への連絡､報告 |
| １　消防計画の変更の届出  ２　消火､避難訓練を実施する際の通報  ３　火を使用する設備の届出  ４　改装工事を行うときの｢工事中の消防計画｣の届出 |
| 11　その他防火管理上必要な事項 |
| １　収容人員の適正管理  ２　避難経路図を利用者の見やすい場所に掲示する｡ |

別表１

**自主検査票　(日常)　　　　月**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日 | 曜日 | 点　　　　　検　　　　　項　　　　　目 | | | | | | |  |
| 避難通路等の物品の 有 無( 避難施設の維持管 理 ) | ガス機器のホースの老化･損傷 | 電気器具の配線老化･損傷 | 火気使用設備器具の異常の有　　無 | 吸 殻 の  処　　理 | 閉館時の火気及び 施錠確認 | そ の 他  (トイレ内の可燃物・ゴミ箱等の確認) | 点検者 |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

別表２

**自主検査票　(定期)**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実　施　項　目　及　び　確　認　箇　所 | | 確認  結果 |
| 建　　築　　構　　造 | 1. 柱･はり･壁･床   欠陥･ひび割れ･脱落･風化等はないか｡ |  |
| 1. 天井   仕上材にはく落･落下のおそれのあるたるみ･ひび割れ等はないか｡ |  |
| 1. 外壁等   モルタル等の仕上材に､はく落･落下のおそれのあるひび割れ･浮き上がり等が生じてないか｡ |  |
| 1. 窓枠･サッシ･ガラス   窓枠･サッシ等には､ガラス等の落下､または枠自体のはずれのおそれのある腐食､ゆるみ､著しい変形等がないか｡ |  |
| 避　難　施　設 | 1. 避難通路   ①　避難通路の幅員が確保されているか｡ |  |
| ②　避難上支障となる物品等を置いていないか｡ |  |
| 1. 避難口   ①　扉の開放方向は避難上支障ないか｡ |  |
| ②　出入口の幅は適正か｡ |  |
| ③　出入口の付近に物品その他の障害物ないか｡ |  |
| 火気設備器具 | 厨房設備  (1)　可燃物品からの保有距離は適正か｡ |  |
| (2)　異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか｡ |  |
| (3)　燃焼機器の周辺部に炭化しているところはないか｡ |  |
| 電気設備 | 電気器具  (1)　コードに亀裂､老化､損傷はないか｡ |  |
| (2)　たこ足配線の接続を行っていないか｡ |  |
| (3)　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか｡ |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 点　検　実　施　者　氏　名 | 点　検　実　施　日 |
| 構造関係： | 年　　月　　日 |
| 避難関係： | 年　　月　　日 |
| 火気設備器具： | 年　　月　　日 |
| 電気設備： | 年　　月　　日 |

別紙1

**防火の手引き**

【消防計画について】

消防計画を熟読し､内容をよく把握しておいてください｡

【火気設備器具について】

１　火気設備器具の周辺は､よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください｡

２　火気設備器具は､常に監視できる状態で使用し､その場を離れるときは､必ず消してください｡

３　火気設備器具にある取扱い上の注意事項を守り､故障又は破損したままで使用しないでください｡

４　地震時には､火気設備器具の使用を中止してください｡

５　終業時には､火気設備器具の点検を行い､安全を確認してください｡

【喫煙について】

１　喫煙は､指定された場所で､吸殻入れを用いて喫煙してください｡

２　タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て､可燃ゴミの中には絶対に入れないでください｡

３　終業時には､吸殻の処理(水の入ったバケツに捨てる)を確実に行ってください｡

【危険物の取り扱いについて】

１　危険物(シンナー､ベンジンなど)を使用するときは､防火管理者の承認を受けてください｡

２　危険物を使用するときは､小分けして使用し､容器の蓋は常に閉め､火気に注意してください｡

【避難施設に維持管理について】

避難口､避難通路等には避難障害となる設備を設けたり､物品を置かないでください｡

【放火防止対策について】

１　建物の外周部及び敷地内には､ダンボール等の可燃物を放置しないでください｡

２　ゴミ類の廃棄可燃物は､定められた時間に､指定場所に持っていきましょう｡

【火災時の対応】

１　通報連絡

119番に連絡します｡（火災か救急かの種別､所在､目標､火災の内容など）

防火管理者に連絡します｡

２　消火活動

　　消火器を使って､消火活動を行います｡

３　避難誘導

　　避難口(出入口)を開放し､利用者を誘導します｡

【地震時の対応】

１　身の安全を図ってください｡

蛍光灯､ガラス製品､窓等の近くから離れてください｡

２　火の始末を行ってください｡

揺れを感じたら､火気設備器具の近くにいる者は､すぐに火を消してください｡

【その他】

１　厨房の天蓋やダクトに油かすがたまることがないように､グリスフィルター等は定期的に清掃してください｡

２　閉館時は、ドアの施錠及び火の元の管理を徹底してください｡